

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 1 回専門委員会②・③

会 議 録

日時 令和 6 年 5 月 13 日（月） 13 時 00 分

場所 TKP エルガーラホール 中ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第1回専門委員会②・③

〔令和6年5月13日（月）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第1回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日は、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、委員の皆様がご発言をされる際には、オンライン参加の皆様にも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本専門委員会の開催につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は専門委員会②の委員6名のうち6名、専門委員会③の委員7名のうち5名に出席いただいております。後程、山下委員にもご参加いただき6名となる予定でございますので、本日の会議がいずれも成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催いたします。

なお、本日は奥村委員、山下委員がオンラインでご参加、柳委員はご欠席となっております。

開会に先立ちまして、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。お手元に会議次第、委員名簿、会場座席図をお配りしております。また、議題に関する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画策定に向けた専門委員会について」、資料2「第1回専門委員会 検討資料」、資料3「第5次福岡市子ども総合計画における関連指標の状況」、資料4「第6次福岡市子ども総合計画策定に向けた当事者意見の聴取について」、参考資料1「福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ参加募集チラシ」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。

資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。

議題

（事務局）

それでは早速ではございますけれども、議題1「会長・副会長の選出について」に移らせていただきます。

専門委員会の会長、副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選によって選出することとなっております。本日の委員会は、専門委

員会②と③の合同開催ですので、それぞれ会長、副会長を選出いたします。

まずは、専門委員会②の会長、副会長について審議いたします。専門委員会②の委員の皆様より、どなたかご推薦はございますでしょうか。

特にご推薦がないようですので、事務局より提案をさせていただきます。

会長は、臨床心理学の分野で長年研究に取り組まれ、専門的知見をお持ちでいらっしゃいます増田健太郎委員に、副会長は、日頃より学校現場において生徒の教育や指導に携わっていらっしゃいます西田委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは会長は増田健太郎委員に、副会長は西田委員をお願いいたします。恐れ入りますが、増田会長、西田副会長より、それぞれ一言ずついただいてもよろしいでしょうか。

(②会長)

子ども、子育て、それから少子化の問題、国会でも議論されておりますけれども、本当に喫緊の課題でございます。皆様方のご意見がそのまま福岡市の行政に反映されるということで、闊達な審議ができるように、よろしくお願いいたします。

(②副会長)

こんにちは。子どもたちは一見元気なんですけども、やはり多感な時期をコロナ禍で過ごしたということで、様々な悩み、いろんな問題を家庭も含めて抱えているように感じて、今日この頃でございます。どうか皆様のお力をお貸しいただき、子どもたちの笑顔に繋がっていくような、取組みになればと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、専門委員会③の会長、副会長について審議いたします。専門委員会③の委員の皆様より、どなたかご推薦はございますでしょうか。

特にご推薦がないようですので、事務局より提案させていただきます。

会長は、児童虐待防止など社会的支援が特に必要な子どもや子育て家庭への支援について専門的知見をお持ちでいらっしゃいます奥村委員に、副会長は、児童青年期の精神医学に関する深い知見をお持ちで、日頃より子どもや保護者のメンタルヘルスケアに携わっていらっしゃいます山下委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは会長は奥村委員に、副会長は山下委員をお願いいたします。恐れ入りますが奥村会長、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

(③会長)

皆さんこんにちは。本日は大学の授業等がございまして、そちらに駆けつけることができずに大変申し訳ございません。今回、会長を推薦いただきまして、ありがとうございます。微力ながら福岡市の子どもたちのために皆様方と一緒にいろいろ知恵を出し合いながら、子どもたちの未来のためになる取組みを検討していけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

会長、副会長が選出されましたので、これより先の進行は会長、副会長にお願いしたいと思います。本日は、会場にいらっしゃいます専門委員会②の増田会長と西田副会長に進行をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。それでは増田会長、西田副会長、お席のご移動をお願いいたします。

それでは増田会長、進行をお願いいたします。

(増田委員、西田委員 会長・副会長席へ移動)

(②会長)

では、議事に入らせていただきます。本日は議題2から4について、事務局より一括して説明していただいた後に、審議に移りたいと思います。限られた時間で多くの皆様方にご発言いただきますようお願いいたします。ご質問やご意見はできる限り簡潔をお願いいたします。事務局からの説明につきましても、分かりやすく簡潔をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

福岡市こども政策課長でございます。

議題2「専門委員会の進め方」につきまして、お手元の資料1に沿ってご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、専門委員会の目的及び構成につきまして、今年2月に開催した令和5年度第2回こども・子育て審議会の内容のおさらいを簡単にさせていただきます。本委員会は、第6次子ども総合計画案の作成にあたり、専門の事項に係る審議を行うために設置しております。構成につきましては、図でお示しの通り、第5次子ども総合計画の3つの基本目標をベースとしつつ、国の動きなどを踏まえまして、4つの分野で構成しております。

本日は、専門委員会②と専門委員会③の合同開催でございます。主に専門委員会③でご審議いただきます、児童虐待防止対策や非行への対応など、社会的支援を必要とする子どもや子育て家庭の支援に係る現状や課題を確認する上で、主に専門委員会②にてご審議いただきます、子どもの居場所づくりや学校現場での取組みなど、密接に関わってくる部分もございまして、今回合同で開催をさせていただいております。

次に、専門委員会の進め方でございます。各専門委員会が所管する分野につきまして、本日、第1回で、これまでの取組みと成果、現状や課題についてご審議をいただきます。

次に、6月下旬頃に開催を予定しております第2回では、本日の内容に加え、今後の方向性や施策の体系についてご審議をいただきます。

次に、7月下旬頃に開催を予定しております第3回で、第1回、第2回の専門委員会の内容を踏まえ、第6次子ども総合計画の素案についてご審議をいただきます。

その後、他の専門委員会が所管する分野を含めまして、事務局で素案全体を取りまとめ、8月下旬に、こども・子育て審議会でご審議をいただきたいと考えており、第4回以降の専門委員会の開催につきましては、ご審議の状況を踏まえまして、会長、副会長へご相談をさせていただきたいと考えております。

議題2「専門委員会の進め方」につきましては以上でございます。

続きまして、議題3「計画策定に向けた検討」につきましては、担当係長よりご説明いたします。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。

議題3「計画策定に向けた検討」につきまして、資料2及び資料3をご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、資料2「第1回専門委員会②・③検討資料」についてですが、資料の構成といたしまして、1枚目に現計画期間中の主な取組みを、2枚目には現状と課題を記載しております。「現計画期間中の主な取組み」につきましては、現計画で掲げている15の施策のうち、学童期から青年期を対象とする「目標2」に該当する施策6から9、特に社会的支援を必要とする子ども・子育て家庭を対象とする「目標3」に該当する施策10から15について、計画期間である令和2年度以降の主な取組みをピックアップしております。

施策順にご説明しますと、「施策6 子どもの居場所や体験機会の充実」につきましては、中央児童会館あいくるや科学館、背振少年自然の家などの青少年施設を運営し、様々な体験機会を提供しているほか、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流の支援、小学校の校庭等を活用したわいわい広場の実施、放課後児童クラブの施設改善などに取り組んでおります。

「施策7 青少年の健全育成と自己形成支援」につきましては、家庭や学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進したほか、若年層の薬物乱用問題に対する認識を深めるため、啓発イベントや街頭キャンペーンに取り組んでまいりました。

「施策8 若者等の相談支援と居場所の充実」については、令和4年度に若者総合相談センターユースサポート hub を開設し、様々な相談に応じるほか、若者支援地域協議会及び若者支援団体ネットワークを設置し、関係機関等の連携強化を図っております。その他、中高生の居場所づくりの推進や子ども・若者活躍の場プロジェクトによる立ち直りや就労の支援、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充などに取り組んでおります。

「施策9 学童期以降における障がい児の支援」につきましては、障がい児福祉サービスの利用

者負担の軽減を行ったほか、発達障がい者支援センターの機能強化や、学校において、自閉症・情緒障がい特別支援学級の増級、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置の拡充を行うなど、障がい児が必要な支援や療育を受けられる環境づくりに取り組んでおります。

「施策 10 子ども家庭支援体制の充実」につきましては、児童家庭支援センターを増設したほか、令和 4 年度から新たに G I G A スクール端末を活用したこどもタブレット相談を開始しました。また、令和 6 年度からは、各区にこども家庭センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野の連携を強化しながら妊産婦や子育て家庭の支援に取り組んでおります。

「施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援強化」につきましては、令和 2 年度にこももティエを開設し、支援が必要な妊婦等に継続的なサポートを行っております。また、虐待防止の取組みとして、アウトリーチ型の専門相談や育児・家事支援、見守り支援を実施したほか、ヤングケアラーに対し、コーディネーターによる支援やヘルパー派遣を実施するなど、子どもや子育て家庭の様々な困難に対し、きめ細かな支援に取り組んでまいりました。

「施策 12 ひとり親家庭の支援」につきましては、ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費の確保や就労に関する支援を行っているほか、新たに情報ポータルサイトを立ち上げ、ひとり親家庭のサポートに関する様々な情報発信を行っております。

「施策 13 子どもの貧困対策の推進」につきましては、子どもが生まれ育った環境に左右されずに個性や能力を伸ばすことができるよう、子ども習い事応援事業を実施しているほか、子ども食堂への助成や開催場所等のマッチング支援などに取り組んでおります。

「施策 14 社会的養護体制の充実」につきましては、家庭養育優先の原則に従い、ケア単位の小規模化や里親委託を推進しているほか、令和 2 年度に児童心理治療施設を開設いたしました。

「施策 15 子どもの権利擁護の推進」につきましては、児童養護施設等において措置されている子どもの意見表明などを支援する子どもの権利サポート事業を実施しております。また、公民館や市民センターなどにおいて、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などを実施し、子どもの権利について啓発を行ったほか、日本語指導が必要な児童生徒がいち早く学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるよう、サポートを行っております。

次に、資料 2 枚目の「現状と課題」についてご説明します。こちらは、学童期から青年期、及び社会的な支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援について、昨年度に実施したニーズ調査結果や施策の実施状況等をふまえた現状と課題を記載しております。

まず、一番上の「子育てにかかる不安や負担」についてですが、四角囲みの中にニーズ調査結果を記載しております。左側の「子育てが楽しいと感じる割合」ですが、平成 30 年度に実施した前回調査に比べ、楽しいと感じる小学生保護者の割合は増加し、つらいと感じる割合は減少しております。その右側にはご参考として、「市の子ども施策で満足している点」を掲載しておりますが、安心して医療機関にかかれる体制の整備、保育所が十分にあること、子連れでも楽しめるイベントが充実していることが上位となっております。また、さらにその右側には、日頃悩んでいることに関する調査結果について、小学生保護者、中高生等保護者、中高生等本人の区分ごとに上位 3 つを掲載しておりますが、いずれの区分においても、進学や受験に関することが最も多くなっております。

次に、左下に移りまして、「充実してほしい子育て施策」ですが、ニーズ調査結果によると、小学生保護者及び中高生等保護者ともに、子育てにかかる費用負担の軽減が最も多くなっております。

続きまして、「地域の環境に対する多様なニーズ」についてですが、地域の子育て環境で不満なこととして、「雨の日でも遊べる場所がない」が最も多く、続いて通学路の道路環境、通りが暗いなどの防犯対策が多くなっております。また、中高生等本人へ「もっとあったらよいと思う場所」を尋ねた設問では、「一人でものんびり過ごせる場所」が最も多く、続いて友人との交流、スポーツなど自由に活動ができる場所が多くなっております。

次に、「困難を抱える子ども・若者へのアプローチ」についてですが、ニーズ調査の★マークの2つ目に、いわゆる「ひきこもり」の状態となった方へ、その相談状況を尋ねたところ、現在どこにも相談していないと答えた方が、中高生等では54.2%、18～39歳の若者では58.6%と、いずれも過半数を超えておりました。ひきこもりに限らず、不登校やいじめ、非行など、子どもたちが抱える困難は多様で複雑であり、声を上げられない子どもや若者へのアプローチが課題となっています。

次に、「障がい児の就学や社会参加ニーズへの対応」についてですが、学校において特別な支援が必要な児童生徒が増加するとともに、居住地域の学校への通学ニーズが高まっているほか、社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みも求められております。また、障がい児通所支援事業所が増加する中、個々の特性や状況に応じた質の高い療育の確保が求められている状況です。

次に、資料の右上に移りまして、「子育ての不安や悩みの早期把握・早期支援」についてですが、警察からの通告の増加や「こどもタブレット相談」の開始などにより、本市における虐待相談対応件数は、増加しております。また、ニーズ調査結果にもありますとおり、保育所や幼稚園など、より身近で相談しやすい窓口が求められているほか、支援を担う職員の人材育成や人材確保が課題となっております。

次に、「在宅支援の強化」についてですが、子どもショートステイの利用が増加し続けており、受け皿となる施設や里親について更なる拡大が必要となっております。また、訪問型サービスなど多様な支援ニーズに対応していくため、その担い手の拡大及び質の向上が課題となっております。

次に、「ひとり親家庭の支援」についてですが、ニーズ調査にありますように、ひとり親家庭、特に母子家庭の年収水準は低く、パートからフルタイムへの転換を希望する割合も高いことから、引き続き自立に向けた支援が求められている状況です。

また、「子どもの貧困対策」につきましても、経済的支援に加え、生活、教育、就労など様々な支援が求められております。

次に、「社会的養護体制の充実」についてですが、社会的養護における様々なニーズに対応できるよう、里親等の拡大を図るとともに、リクルートから育成、養育を包括的にサポートしていくことが求められております。また、ペアレントトレーニングなどの家族支援や、社会的養護経験者の自立支援についても、更なる充実が求められております。

最後に、「子どもの権利擁護の推進」についてですが、現在、児童養護施設等に措置されている子どもを対象に、意見表明などを支援する「子どもの権利サポート事業」を実施しておりますが、このような取組みについて、対象を拡大するための仕組みや体制づくりが課題となっております。

以上で資料2の説明を終わります。続いて資料3「第5次福岡市子ども総合計画における関連指標の状況」をご覧ください。

こちらは、現計画の成果指標及び事業目標について、実績値を記載したものでございます。昨年11月に開催しました令和5年度第1回こども・子育て審議会でお配りしたものをベースに、令和5年度に実施したニーズ調査等の結果を追記したものとなっております。個々の指標につきましては、説明を省略させていただきますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。

以上で、資料2及び資料3の説明を終わります。

(事務局)

続きまして、議題4「当事者意見の聴取」につきまして、お手元の資料4に沿って、ご説明いたします。

今年2月に開催した令和5年度第1回こども・子育て審議会において、複数の委員より、当事者意見をしっかり聴き、次期計画へ反映していくようご意見をいただいたところでございます。これに関しましては、先ほど資料2の現状と課題でお示しの通り、令和5年度の取組みといたしまして、乳幼児、小学生、中高生等の保護者を対象としたニーズ調査や、中学生、高校生などの本人、若者を対象とした意識と行動調査を実施し、その結果を本日の資料に反映しております。

また、これは福岡市のまちづくり全体の話ではございますけれども、上位計画でございます、第10次福岡市基本計画の策定に向けて、小中学校において1人1台端末を活用した意見募集を行うとともに、高校、大学などにおいてワークショップを実施しております。小中学生の意見募集の結果につきましては、市のホームページでも公表しておりますけれども、少しご紹介させていただくと、「福岡市がまちづくりを進めていくうえで、あなたが大切にしたいところがよいと思うものはどれですか。」という問いに対し、1位は「自然を大切にする取組みを進める」、2位は「ごみを減らし、リサイクルの取組みを進める」と、環境分野の回答が上位となっております。

次に、令和6年度の取組みについてご説明いたします。2月のこども・子育て審議会において子どもや若者を含む当事者に、各専門委員会の委員として入っていただいているかどうかというご意見もいただきましたが、事務局といたしましては、それぞれの専門委員会に1、2名の当事者に入っていただくよりも、同じ属性の当事者に集まっていただき、ワークショップ形式で意見を聞く方が、当事者の皆様が意見を言いやすく、また当事者同士で意見交換をすることで、より多くの意見を出していただけるのではないかと考えております。そこで、資料に記載のとおり、小学生、中学生、高校生、若者、子育て中の保護者の5区分で、ワークショップを開催する予定としております。

なお、このワークショップにつきましては、お手元に参考資料1として、参加者募集のチラシをお配りしておりますので、ぜひ皆様の周りの方々への周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

申し上げます。

資料4の続きでございますけれども、「(1) ワークショップ」の○の2つ目でございます。2月のこども・子育て審議会の中では、声を上げにくい子どもや若者の意見聴取につきましてもご意見をいただいております。そこで、社会的養育の分野におきましては、別途設置しております福岡市社会的養育のあり方検討会において、児童福祉施設の入所児童や施設の関係者などを対象としたワークショップを実施いたします。

また、「(2) ヒアリング」に記載のとおり、社会的養育の分野以外でも、不登校やいじめ、非行、ひきこもり、障がいなどにより、声を上げにくい子ども、若者の意見を聴取するため、現場で支援に携わっているスタッフの皆様などへヒアリングを実施したいと考えております。

さらに、「(3) パブリックコメント」に記載のとおり、第6次子ども総合計画案のパブリックコメントの実施に当たりましては、ワークショップなどに参加をしていただいた当事者の方々へ直接連絡をし、フィードバックを行うとともに、計画案の内容が子どもにも分かりやすく伝えられるよう、子ども向けの概要版を作成し周知したいと考えております。

このような取組みを通して、当事者意見をしっかりとお聴きし、第6次子ども総合計画に反映して参ります。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(②会長)

ご説明ありがとうございました。報告を受けられてご意見がありましたらお願いいたします。

(③会長)

前回のこども・子育て審議会を受け、様々な子どもたちの声を取り上げるということに関して色々ご検討いただきありがとうございました。また、これから皆様と一緒に検討していく中で、新たな意見が出てくるかなというふうに思っておりますので、本日は中座させていただきますけれども皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

(②会長)

ありがとうございました。

質疑に移りますけれども、1時間程度を予定しております。事務局からまとめてご説明いただきましたけれども、審議は部分的に行きたいと思えます。

まず、議題2「専門委員会の進め方について」ということで、ここで何かご質問ご意見ありますか。よろしいでしょうか。

続きまして、議題3「計画策定に向けた検討について」、施策6から施策15までを説明をしていただきましたけれども、2つに分けたいと思えます。施策6から施策9までで、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

ご発言される委員の方々、オンラインの方もいらっしゃいますのでお名前を言われてから、ご意見をお願いいたします。

(委員)

よろしくお願いします。

若者総合相談センターに相談をした中学生の女の子がいて、ヤングケアラーみたいな話で相談をしたんですが、相談員の方から「それで？」みたいな感じの返答が返ってきたらしいです。そこからその子は「もう大人は信じられない」と言われてるんですよね。これはうちの孫のお友達なんですけど、相談員の方への教育として、子どもの立場になって子どもの気持ちを軽くしてくれるような、そういう研修とかはされているのでしょうか。

(②会長)

大事なお質問がありました。いろいろな施設の悩みや相談を引き受けるスタッフがどう対応してるのかっていうことが、次に命を守ることに繋がるということだと思います。

まず、若者総合相談センターについて、どこに、どのような施設で、どういう方が相談員になっているのかと、今、委員が言われたことについて説明していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

まず、若者総合相談センター ユースサポート hub ですが、令和4年8月に開設いたしました。開設当初は、中央区の六本松の方にございましたが、令和5年8月に舞鶴庁舎に移転いたしました。相談の対象としては、概ね15歳から39歳までの子ども、若者を対象に相談を受け付けております。その保護者の方の相談も受け付けております。

ご質問にございました相談員でございますが、臨床心理士などの有資格者が、相談の実務に当たっております。ユースサポート hub の中で研修を行って相談に当たるようにしておりますが、今のご意見を受けて、子どもの立場に立って相談を受けていくことができるよう、改めて運営体制や研修体制の充実などに取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

(②会長)

ありがとうございました。

臨床心理士等の有資格者が相談を受けてるということですね。私も臨床心理士ですけども、それで相談を受けて、今おっしゃったようなことっていうのは想像しにくいですけども、それは受取り手の場合もありますけれども、そういうことがないように、こういう報告があったということを伝えていただけたらと思います。

ブラッシュアップしていかないと、こういう施設っていうのはソフト面をどう強化していくかっていうのも大事ですので、よろしくお願いいたします。

その他、何かありましたら。

(委員)

よろしくお願いします。

警固公園に問題を抱える若者が集まってあるんですけど、警察も少年補導とか色々取り組みをしているんですが、福岡市はどういう取り組みを現状されているのか、ご質問いたします。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

いわゆる警固界限で集まる若者のことですよね。小学生から中高生までいるということですが、どこの管轄でどのようにしてるかということ、よろしいでしょうか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

現状、警固界限に関して所管はございませんが、若者の健全育成という観点で、健全育成を所管しているこども健全育成課からお答えさせていただきます。

先ほど説明しました、若者の相談を受ける若者総合相談センター ユースサポート hub で相談を受ける以外に、国、県、市の関係機関で構成する若者支援地域協議会を令和4年度に構築いたしまして、若者に対する支援について関係機関で情報共有を図ったり、今後の支援について協議していく場を設けております。

それ以外にも、例えば警固公園に集まってくる若者に声掛けをしている民間の支援団体がいくつかいらっしゃいます。そういった様々な若者に対する支援をしている民間の団体と、若者支援団体ネットワークを構築して、定期的に会議を行い、情報共有や今後の支援について連携して取り組んでいくこととしております。

市役所の庁内でも、防犯交通の観点や、ひきこもりなど様々な専門相談機関がございますので、その他の国や県、市の機関とも連携をとりながら進めていきたいと思っており、情報共有や今後の支援について検討していく予定でございます。以上でございます。

(②会長)

ありがとうございます。

新しいネットワークを作っていく中に、警察署も入るということは考えておられますか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

警察の方もすでに地域協議会の方に入っております。

(②会長)

警察の方の部署は。

(事務局)

少年サポートセンターを担当している少年課でございますので、今後とも連携をとらせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(②会長)

折角こういう場でいろんな部署の方が集まっていますので、こういうところと連携した方がいいということがあれば、それぞれご意見を言っていただけたらと思います。PTA も入った方がよかったりとか、学校の先生方が入るとなるとまた多忙になるんじゃないかというご意見もあろうかと思いますが、あらゆる可能性を視野に入れていくことと、警固界限に集まっている子どもたちがすぐに若者総合相談センター ユースサポート hub とか公的機関に相談行くかという、そうではない。そうではない若者をどうケアしていくのか、犯罪に巻き込まれないようにしていくのかっていうことは、今後の大きな課題ではあると思いますので、ネットワークを作られたときにご協議していただけたらと思います。

その他ありますでしょうか。なければ私の方からもよろしいですか。

子どもの不登校が全国で 29 万 1,400 人ですか。福岡市も増加しているというふうに聞いております。その中で、いろんな施策をされておられると思いますけれども、スクールカウンセラーは配置されてるけれども、なかなか予約が取れないとか、一方で、相談するけれども、話を聞いてくれるだけで、具体的な支援策を提示してもらえなかったりとか、そういう課題もあるかと思います。まず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがどの程度配置されているのかということを、週 1 日だと記憶しておりますけれども、それを拡充することができないのかどうか。それから、先ほど資料の中にも相談に繋がっていないという家庭、青少年がたくさんいましたけれども、相談に繋がっていない児童生徒に対してどのようなアプローチを考えているのかという 2 点お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

教育相談課長でございます。

まずスクールカウンセラーは令和 5 年度の数字で申しますと、週に 24 時間勤務しているものが 10 名、週に 16 時間勤務しているものが 102 名ということで、112 名のポストでもって市内市立の学校すべてに、配置しているところでございます。小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、いずれも週に 1 回から 2 回、1 回であれば、1 回で 8 時間、2 回に分かれていけば、4 時間ずつの 2 回という形で、学校を回っているところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、福岡市全域で 80 名の雇用を昨年目指したところですが、最大で雇用できたのが 73 名でございました。73 名では足りないんじゃないかと思われるかもしれませんが、欠員の 7 名については、学校規模の大きいところに複数配置をする際のメンバーでした。

その他にも、スクールソーシャルワーカーが年度の途中で産休や育休に入られることが起きています。その場合には、スクールソーシャルワーカーの中のスーパーバイザーが学校の悩みを聞

きに行ったり、当課に所属しております指導主事が学校訪問を行ったりして、どのような課題を抱えているのかしっかり聞き取ってきて、対応に当たっているというのが現状でございます。

次に、支援に繋がっていない家庭や子どもに対してのアプローチのお話ですが、昨年度、不登校の児童生徒と保護者の方に対してアンケートを行いました。教育支援センター等の支援機関に繋がっていないのはどうしてですかというお尋ねをした中で、そういうサービスがあることを知らなかったというお声があがってまいりました。そのため、昨年度中に福岡市の不登校の子どもの状態に合わせて、どんな支援が福岡市として準備されているのかというのをリーフレットにまとめています。これは子どもたちだけでなく保護者、学校にも見ていただけるようにということで、今年5月後半に全戸配布を計画しておるところでございます。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

いじめにしろ、不登校にしろ、自殺にしろ、そういうことがあった場合に、スクールカウンセラーの充実、スクールソーシャルワーカーの増員等言われますけれども、週1日8時間で今の子どもたちが置かれている現状をサポートするって可能ですか。もっと増員した方がいいとかあるんじゃないかなと思うんですけども、限られた予算の中でどう配分するかということになると思いますけれども、今の現状を考えたときにどのような対応が必要なのかっていうことを、どのように考えておられるかお聞かせ願えますか。

(事務局)

委員おっしゃったように、スクールカウンセラーについて、国は1週間に4時間程度を最低のラインで考えていますので、福岡市の8時間という配置時間は、その倍の時間を充てているところではあります。ですが、事案の内容によっては、学校担当のスクールカウンセラーだけでは、対応が難しいと考えられることや、迷われるようなことがありますので、スーパーバイザーの立場にある方々に子ども総合相談センターに常駐してもらい、スクールカウンセラーからの悩みを直接聞いていただいています。例えば保護者の方から、或いは学校から、相談事があったときなど、対応が難しい事案の場合、スーパーバイザーを交えて、どう対応していくかというのを考えているところでございます。

また、緊急に支援が必要な場合には、スーパーバイザーをはじめとして、同じ中学校区の小学校だとか中学校に勤務しているスクールカウンセラーを1つのチームにして、多くのメンバーで1つの学校支援にあたっています。

(②会長)

人数としては、今のままでいいという認識ですか。

(事務局)

ポスト数で112名ですけれども、16時間勤務できないものもおりますので総勢で130名を超え

る人数で、支援に当たっています。今後も、少しずつ拡充を図ることはできますが、一度に増やせる状況ではないと考えております。

(②会長)

学校からもっと欲しいというニーズはあるんですか。

(事務局)

学校の規模に応じて、配置時間をもう少し増やして欲しいという声もございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

その辺のすり合わせも必要だと思うんですけど、学校現場としてはどうですか。

(②副会長)

おっしゃるように、私の学校は700人超える規模で、ほぼ週1回こられるスクールカウンセラーの先生の予約枠は全部埋まっているような状況です。何か急に相談をしたいような事案が出た場合は、予約をされた方に延期をしてもらって対応していただいているような状況です。

その予約枠を45分枠で小刻みに取っていただいているんですけど、あわせてその日に学校の生徒指導委員会等に1時間出席をしていただいて情報共有していますので、来られているときは職員とゆっくり情報交換をする時間がなく、相談した内容について担任に伝えておいたほうがいいだろうということを少し伝えられたらいいねとは言ってますね。ですから、場合によってはもう少しカウンセラーの先生が学校に在校していただくと、そういった連携をより密にとれるような状況はあるかと思っています。

私も去年経験したんですけども、緊急支援が必要なときに、教育相談課の方がすぐにスーパーバイザーを連れて、夜遅い時間だったんですけども、学校に来ていただき、本当に寄り添って、翌日の保護者会の開き方とか生徒への伝え方とかいったものをずっと相談に応じてくださって、そういった体制を作っていただいていた学校長としては、安心して対応ができたというか、窮地を乗り越えられたなというふうな実感は持ちました。

(②会長)

はい、ありがとうございました。

学校の生の声を聞かせていただいて、今の人数で、精一杯やられておられるだろうと思いますけれども、地方自治体で独自にスクールカウンセラーを雇用することも可能だと思います。先進の地域では、警察官だったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも常勤でついているところも出てきておりますので、福岡市ももっと今の子どもたち、学校のことを考えたときに人数を増やしたいとか時間数を増やしたりとかを考えていけたらいいかなと個人的には思っております。

その他、施策 9 まででありますでしょうか。

(委員)

福岡市内の検挙人員は分かりませんが、令和 5 年に大麻で捕まった少年が県内で 109 人、前年比プラス 51 人と、大幅に増えてる状況があります。施策 7 に、啓発イベントや街頭キャンペーンって書かれていますが、SNS を使って啓発広報をされてる例があるかということと、タブレットを 1 人 1 台持ってるなら、タブレットに対してメッセージを送るというようなことが可能なのかどうかをお聞きしたいです。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

薬物事案は低年齢化してきております。それに対してどう対応するのか、啓発についてお願いします。

(事務局)

地域医療課医薬務係長でございます。薬物乱用対策を担当しております。

地域医療課では、啓発イベント等を実施しておりまして、薬剤師会や FM 福岡などと協働いたしまして、イベントを行う中で SNS を使った啓発に取り組んでいるところでございます。

タブレットというのは学校現場でのということになりますでしょうか。

(委員)

学校現場もしくは施策 10 のところにこどもタブレット相談って書いてありましたので、タブレットを一人一人配っているのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。

(事務局)

教育 ICT 推進課長でございます。

現在、一人一人の子どもに対して、メッセージは送ってはおりません。メールを送ることは可能ではございますけれども、たくさんの情報が子どもたちに届くと、それはそれでいろんな問題が生じると思っております。その辺りも踏まえ、今後検討して参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員)

そもそも有害性の認識がないんですよ。大麻は使っても体に問題がないみたいな情報が出回っていて、誤った認識を持っていますので、違うんだよというようなメッセージを一人一人に投げかけてあげたらいいのかなと思ひましたので、質問させていただきました。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

アメリカだと合法化されている州もありますので、それから合成麻薬的な脱法的なものもあるので、早め早めにしっかりとした情報をどう提供するかっていうことは大切なことだと思います。

端末を子どもたち一人一人持っていますけども、ぼんとそこに流すと、それがどういう情報なのかっていう選別ができないので、学校の先生方を通して啓発活動をしていく、タブレットに情報はあっても、それについて子どもたちに咀嚼して説明するということがとても大事なことだろうなと思います。

中学生になると活動範囲も広がってきますので、小学校高学年ぐらいから、啓発活動をやっていくということは、とても大事なことだろうと思いました。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

学校現場でも小学生のうちから薬物や喫煙、飲酒に関する授業を総合的な学習であるとか道徳、保健体育の中で発達段階に応じて行っているところでございます。ご指摘ありましたように危険性というものをしっかり子どもたちが認識できるように、いろいろな手法を用いて教育の充実を図っていきたいと思いますし、先生方に対しても専門家から指導者研修ということで、毎年研修をしておりますので、学校全体でも子どもたちに薬物等の危険性をしっかり伝えていくように今後も努めて参りたいと思っています。以上でございます。

(②会長)

学校で教えることがまた増えていきますけれども、SNS も非常にリスクが大きな使い方をしてる子どもたちもいますので、予防啓発教育をしていく、薬物に関わらず、性教育にしろ、いじめにしろ、啓発していくということがとても大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

その他、施策9までありますでしょうか。

私の方から1点。障がい児への支援はとても大切なことだと思います。特別支援学級、知的情緒障がい児学級に入っている子どもは、専門の先生に教育を受けますけれども、通常学級に入っている発達障がいの子どものもおられると思いますので。インクルーシブ教育なので、通常学級で教育を受けるという権利もあります。これは国連からも指摘をされておりますけれども、通常学級で教育を受けるときにサポートとして、学校生活支援員が、とても重要な役割をすると思うんですけども、学校のニーズに応えられるだけの予算、人的配置はされているのでしょうか。

(事務局)

発達教育センター所長でございます。

学校生活支援員につきまして、通常学級、特別支援学級ともに、学校の希望やニーズに応じて、配置しているところであります。令和6年度は430人配置できるように予算確保しております。学校からの希望に応じて配置を進めているところでございます。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

学校のニーズに応じて配置されてあるということですね。より充実した配置になれば、学校業務が助かるかなと思っているところです。

Zoomでご参加の委員、今までのところで何かご質問ご意見等ありますでしょうか。

(③副会長)

ありがとうございます。

いろんな施策を同時進行で進められていることが分かりましたけど、質問があった障がい児の支援ですけれども、「施策9 障がい児の支援（学齢期以降）」の「必要な支援や療育を受けられる環境づくり」における「障がい児福祉サービスの利用者負担を軽減」というのは、どういうサービスをされているかということと、福祉と教育、場合によっては医療も入るかもしれませんが、そういう領域ごとが連携して、包摂的に子どもの支援に当たるといって支援チームづくりみたいなことが言われていると思うんですけど、そういう障がい児の子どもと家族を囲んで福祉サービスから教育での支援っていうところを繋ぐようなところはどういうイメージしてあるのかなということをお伺いします。「発達障がい者支援センターの機能を強化」というのがそういうところになるのかと思いましたけども、もし何かありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局)

こども発達支援課事業所指定指導担当課長でございます。

まず1つ目の「障がい児福祉サービスの利用者負担を軽減」について、どのようなサービスなのかというお尋ねにつきましては、児童福祉法の施策としまして、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがあり、「保育所等」と言う名前ですが、こちらは18歳まで対象になりますので、小、中、高、特別支援学校まで対象としており、訪問支援員を学校に派遣して、障がい児の療育を支援するという内容のものでございます。また、障がい者のサービスである短期入所等を含めて、どのようなサービスを使っても一律3,000円を月額上限とするという施策でございます。以上でございます。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。

福祉と教育の連携についてですけれども、非常に大事なところだと考えております。私どもの課では、発達障がい者支援センターや発達障がい者支援地域協議会を所管しておりますけれども、そちらの方には教育分野の発達教育センターからも委員になっていただいている、日頃からの情報共有などに努めているところです。

委員からも、発達障がい者支援センターの機能強化の部分についてのお話もございましたが、発達障がい者支援センターは昨年の7月に舞鶴庁舎に移転をいたしました。それまでは百道にあ

ります発達教育センターの中に入っておりました。移転に伴いまして、相談のお部屋であるとか相談員も拡充をいたしまして、特にアウトリーチと言って、いろいろな学校や事業所で、発達障がい専門的な相談のニーズがあるところに、発達障がい者支援センターの相談員を派遣しまして、いろいろなご相談をお受けするための体制の強化が今回強化したもののうちの1つでございます。

昨年度は、東福岡特別支援学校からも、個別にご相談をいただきまして、子どもの日頃の状況を、発達障がい者支援センターの相談員が見て、先生とともにその方への支援のやり方などを一緒に考えるような取組みも行っておりまして、こういったことに今後も力を入れていければと思っております。以上でございます。

(③副会長)

ちょうど伺いたかったところで、障がい福祉サービスは学齢期以降になりますと、先ほども支援員の方が学校に付き添ったりとか、福祉が福祉だけで完結じゃなくて、学校生活というところにも関わっていく場面も多くあると思いますので、子どもを真ん中に置いて、家庭の福祉と学校教育とそれぞれがバランスのよい、切れ目のない支援になるためには、そこを繋ぐような機能が要るのかなと思いましたので、障がいのある子どもについて専門性を持たれた方が福祉サービスや教育それぞれにアウトリーチしていただくと教育と福祉の連携というのが、さらに緊密になるのかなと思いましたので、そういったところが伺えてよかったと思います。

(②会長)

ありがとうございます。

今、キーワードが出ましたけれども、切れ目のないサービスを受けるような体制をつくっていく、切れ目のないというのは、幼保小中高までずっとその子の障がい発達に向かって、それぞれの施設が連携していく縦の考え方、もう1つは、放課後等デイサービスもありますけれども、福祉それから教育といった横の考え方で、切れ目のないサービスをしていく体制を作っていくことが大事なと思います。その点、今回も第2回以降の専門委員会でも議論があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは後半に移りたいと思います。施策10から施策15まで、何かご質問ご意見お願いしたいと思います。

(委員)

よろしくお願いします。

まず、児童家庭支援センターの増設ということで、資料3の項番75のところに、子ども家庭支援センターの実績が3つとなっていて、令和6年度末に4つという目標値が設定されております。児童家庭支援センターはおそらく西区と中央区と東区にあったと思いますけれども、福岡市は7区ありますので、本来ならば、各区に1つずつあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。さらに、各区の人口も違いますので、人口に応じた設置というのもあっていいん

じゃないかなと思っておりますが、6年度末の4つでこの目標を達成したらセンターの設置はもう考えていらっしゃらないのか、考えていらっしゃるのかということ、児童家庭支援センターに関しての今後のお考えをお聞きしたいということが1つ。それからもう1点が、先ほど資料2でこどもタブレット相談を開設して、相談が増えたということで仰っていましたが、現在、どれぐらいの件数の相談がきて、主にどんな内容があったのかというのがちょっと見えないという部分と、相談があつてそれをどうされたかどうしているのか、いわゆるフィードバックをどうしてるのか、分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。以上です。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

まず1点目の児童家庭支援センターの増設についてですが、現在目標値が4か所となっております。福岡市は7区ありますので、今後どうするのかということをお聞かれていると思いますが、こちらにつきましては第6次子ども総合計画策定の中で、各区に1つ作るのかどうかを含め検討して参るところでございます。

東区等は人口が多いという話だと思っておりますが、相談件数も年々増加しておりますので、各区に1か所設置するかということも含めまして、第6次子ども総合計画でどういう形にするかということを検討して参るところでございます。4か所設置したのでそれで終了というわけではなく、今後の必要性をきちんと判断して、検討を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

(事務局)

こども相談企画課長でございます。

タブレット相談ですけれども、令和5年4月から12月までの9ヶ月間の相談件数が2,830件となっております。相談内容ですけれども、一番多いのは友人関係の悩みということで700件超、次に家庭環境に関する相談が300件超、それから心身の健康といったところが250件程度となっております。

こちらは臨床心理士などの資格を持った者が相談に対応しておりますが、相談において虐待など命に関わる相談があった場合は、えがお館に迅速に連絡することとなっており、えがお館においても、必要に応じて関係機関へ適切に情報を提供するなど、遅滞なく対応することとしております。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

タブレット相談で重篤な場合は関係機関にリファーするということでしたけれども、その関係機関というのはどういう機関になりますでしょうか。

(事務局)

内容によって、学校であつたりとか、警察にもご相談することがございます。

(②会長)

最後まで、その相談が解決するまでフォローするという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

タブレット相談では、こどもの希望に応じて継続的な相談も行いますが、フォローが必要と思われるケースは、えがお館を含め適切な窓口に繋いでいるところです。例えば虐待やいじめなど深刻な状況があれば、えがお館や教育委員会でフォローを行います。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

虐待だったり、いじめだったり、深刻な相談もあるかと思います。解決してもらいたいから相談するんだと思うんですけども、その中で親にも、学校の先生にも言えないものがタブレット相談として出てくるんだろうと思います。その中で重篤な命に関わるようなもの、それからいじめに関わるようなもの、虐待に関わるようなものっていうのは、相談してきたご本人の了解を経て、関係機関、今言われたように学校だったりとか、医療機関だったりとか、相談機関で適切に対応していくということと、フォローが今後必要になってくるんじゃないかなと思っています。

県は、いじめの相談を受ける部署を独立してつくっていますので、福岡市のいじめの状況が人数的には把握はしておりませんが、いじめ事案は非常に増えてきている、それからいじめに関することでの自殺事案も増えてきていますので、相談として最初に繋がるのがタブレット相談ということもあるかと思いますので、その辺のフォロー体制を今後どうしていくのかっていうのは、検討課題かなと個人的には思っております。

はい。その他ありましたらどうぞ。

(委員)

よろしくお願いします。

私は施策 11 のヤングケアラーのところでお聞きしたいのですが、ヤングケアラーの講習を受けたことがあり、講師の言葉に私はびっくりしたのですが、ヤングケアラーが多いのはひとり親家庭ということを言い切ってしまったので、帰りにその言い方は良くないんじゃないのっていうことは申し上げました。周りの人が、あそこはひとり親家庭だからヤングケアラーじゃないのっていうふうに、みんなが偏見の目で見るといっていいのかなということを講師の方に伝えたら、私たちもう一度勉強しますということをお願いしたんですが、講師に対しての勉強会とかについて教えていただきたいのと、あと支援とかヘルパーっていうのは、どのような形で派遣をしているのかということも教えていただきたいなと思います。ヤングケアラーってどういうものが現実としてあるのかということも、ちょっと教えていただきたいと思うのが 1 つ。

もう 1 つは、施策 13 の子ども食堂は、貧困世帯を対象に開催するという形ですが、なかなかそ

こは難しいところで、その方ばかりを呼ぶということは、そこにまたいろんな課題が出てくると
思います。一方で、東区でも子ども食堂が盛んですが、聞くと、貧困の状況にある家庭ではな
い、他の家庭で、保護者が子どもたちに「早く行ってタダだから食べに行きなさい」というとこ
ろがやはり増えてきたそうです。私は、子育てサロンの手伝いもしているのですが、本当に貧困
世帯を呼ぶのであればもう少し考えた方がいいのではないかとということと、これは保護者を甘や
かすのではないかと話が出ていたので、そういうところもお聞かせいただきたいなと思いま
す。よろしくお願いします。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

ヤングケアラーについてお答えいたします。現在、国でまだ法制化をされておらず、明確な定
義というのがはっきりしておりません。今国会において、子ども・若者育成支援推進法に、ヤン
グケアラーの定義を明記する法律案を国が出しているところでございます。

ヤングケアラーにつきましては、家庭内のことになりますので、学校であったり、行政もそう
ですが、なかなか見えにくいというところがあります。それともう1つ、保護者、子どもが、自
分がケアラーの状態にあるという認知がなかなか進まない、子どもからすると親を助けている
と、周りからは自分がしたいことができていない状況に見えるんですが、本人たちはそういうふう
には思わないというところが、なかなか難しいところでございます。

福岡市としては周知、広報、啓発にも力を入れており、動画を作ったり、各学校にパンフレッ
ト等を配布したり、子どもたちにもこういう状態がヤングケアラーなんだよということの広報、
啓発を進めているところでございます。

また、ヤングケアラー相談窓口を令和3年度に開設し、コーディネーターを配置しておりま
す。相談がありましたら内容に応じてアウトリーチも含め、そのご家庭と色々と話をしながら、
少しずつ入っていくという形をとっております。話す中で、やはりどうしても家事支援が必要と
いうことであれば、少し時間はかかりますが、そのご家庭と話をし、同意を得た上で、ヘルパー
を派遣する事業を実施しております。

先ほど冒頭にありました研修の際にひとり親家庭が多いですよという話でございますが、こち
らにつきましては、後程、委託業者にこちらから確認し、適切に対応します。以上でございま
す。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。

子ども食堂についてお答えさせていただきます。支援が本当に必要な子どもが子ども食堂を利
用できていないのではないかとのご指摘のとおり、課題はございます。

ただ、一方で、福岡市内の子ども食堂すべての活動を把握してはございませんが、福岡市によ
る令和5年度の補助金交付団体数は49団体ございまして、補助を開始した平成28年度当初の14
団体から比べると大きく増加しております。これは、子ども食堂自体の数が増えている分、地域

における居場所づくりも求められている部分が大きいのとおもっております。

多くの子ども食堂は、貧困の状況にある子どもが利用していると分からないよう、「子ども食堂」とは名付けず、それぞれの地域になじみやすいネーミングにするなど配慮をしております。そうして、できるだけ広く利用してもらう中で、支援が必要な子にも来てもらうという運用をしているところがほとんどでございます。

支援が必要な子どもをどのように子ども食堂へ繋ぐかという点につきましては、利用者の多くは小中学生でございますので、例えば学校のスクールソーシャルワーカーから個別に声かけをしたり、地域の民生委員、児童委員から声かけをしていただいたりすることで、できるだけそうした居場所に繋げていくといった支援を行っております。

ご指摘のとおり、貧困の状況にある子どもをいかに支援に繋げていくか、アプローチをしていくかという点は重要な課題と考えておりますので、繋ぐ仕組みをしっかり作っていきたいと考えております。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

子ども食堂につきまして、今、言われたとおり支援が必要な子どもに情報がいつて、その子が自分の選択として、家庭の選択として、そこを利用できるということが大事なことだと思いますので、引き続きいろいろ改善等あると思いますので、よろしくお願いいたします。

その他ありますでしょうか。

(委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

施策 15 についてお尋ねしたいことがございます。日本語指導の部分、昨年度はコロナの水際対策が緩和されてから、多くの外国人の子どもたちが学校現場に入ってきたように思っております。小学校、中学校は、日本語教育指導が必要な子どもたちの特別な授業が行われているというのは把握しておりますが、その子どもたちが中学校を卒業した後に、高等学校にどれだけの子どもたちが入っているのか、また、例えば中学 3 年生の終わりぐらいに渡航してきて、その子どもたちが高等学校で支援を受けられているのかというの、1 つ私の質問でございます。

それと、実際、何人ぐらい現在、福岡市が抱えてるのかというのも教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

学校企画課長でございます。

日本語指導教育を担当しておりまして、令和 5 年度で申しますと、559 名の子どもに義務教育の中で日本語に関する指導をしてきたという実績でございます。年々増えておりまして、現在、福岡市を 4 ブロックに分けて、それぞれのブロックに、日本語指導担当教員を配置する学校を置きまして、そこに通ってくる形で指導しているところでございます。

その後、中学校から高等学校への進学是件ですが、申し訳ございません。資料を持ち合わせておりません。以上でございます。

(②会長)

把握をしてないこともあると思いますけれども、559名いらっしゃるって、その方の進路保障、進路がどうなっているのかということは、担当部署はどこになるんですか。

(事務局)

すみません。子どもたちの進学につきまして、今、私の方では分かりませんので、後で確認させてもらってもいいでしょうか。

(②会長)

はい。日本語の習熟も必要ですし、生活の中に馴染んでいくということも必要ですけども、進路をどう保障していくのかということも大事なことになると思いますので、検討していただいて、次回でも報告していただけたらと思います。

(事務局)

大体1年から1年半、日本語の指導をして、そして通常の学級にお返しするというところでございまして、対象生徒の進路状況については、確認して、報告させていただきます。

(②会長)

分かりました。通常学級に馴染んで生活できて学習もできるということであればいいんですけども、それ以降どのような進路を辿っているのかということが分かれば、また教えていただけたらと思います。

はい。その他ありますでしょうか。

私の方から1点、施策14ですけども、「児童心理治療施設の開設」ということで、開設されて3年目、4年目ですか、えがお館の中に開設されたと思います。開設の前までにいろんな議論があって、えがお館にできたと思うんですけども、あの時、児童心理治療施設っていうのは、重たい障がいを持ってる子どもが、集団的な指導を受けたり、専門の指導を受けたりということで、非常に大切な施設でやっとな福岡市にもできましたけれども、今の利用状況を教えてくださいませんか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

令和5年1月1日現在でございますが、入所が15名、通所が17名でございます。定員でございますが、入所が20名で、通所が15名で設定をしておりましたが、通所の人数が増えて参りましたので、今年度から20名と通所の定員を増やしたところでございます。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

えがお館の中には一時保護所があると思うんですけれども、一時保護所にいる子どもたちが学校に通えるのか、どのような学習権を保障されているのかって教えていただけますか。

(事務局)

こども支援第2課長でございます。

学校に通うということは、一時保護所からはちょっと難しい状況にありますますが、教員を3名配置しておりまして、学習権の保障について努力しているところでございます。

それから一時保護委託と申しまして、地域の児童養護施設等へ子どもの一時保護の委託をお願いしておりまして、そちらからは学校に通うことができている状況にございます。以上です。

(②会長)

はい、ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

(③副会長)

私がよく関わっている領域と重なるんですけど、施策10、11の両方に跨る質問にはなるんですけれども、先ほど児童家庭支援センターの増設っていう質問も出ておりましたけど、この施策10に「各区にこども家庭センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野の連携を強化」というふうに書いてあります。この子ども及び子育てに関する施策というのが、私の支援している事例を見ていきますと、子育てに関しては、子どもが支援を受けるニーズがまず中心ではあるんですけれども、親のニーズというか、支援が必要な親がおられることも大きくなってくると思うんです。それで母子保健分野は生まれてくる子どももそうですけれども、親のニーズも同時に見ていくってところなんですけど、そこと児童福祉分野がうまく連携できたらというのが、この強化という意味だと思うんですが、こども家庭センターが設置されたことで、どういう連携が強化されてきているのかという点と、施策11にも重なるところですけども、親と子どもそれぞれに支援ニーズがあると考えた場合に、支援ニーズのある親が自分から窓口に行って支援を求めることが難しいことがあって、今までにも出てきたアウトリーチという手法を、子育ての施策の中で導入していこうということが書かれていると思いますので、アウトリーチ型の専門相談だと、どういう方がどういう形で、またバックアップするのはどういう機関になるのかとか、そういったところを伺いたかったので、母子保健と児童福祉の連携とアウトリーチの問題というところで、お答えいただける方がおられましたら、よろしくお願いします。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

こども家庭センターにつきましては、令和6年4月から各区に設置をしております。こども家庭センターは、子育て支援課と地域保健福祉課と健康課、この3課で、こども家庭センターとしております。資料に記載のとおり母子保健分野と児童福祉分野の連携を図るものでございます。どうしても母子保健のところでキャッチした情報が児童福祉の方に流れないとか、逆のパターンとかもありえますので、子育て支援課に連携係を置きましてその間を繋ぎ、間に落ちないような仕組みを構築しているものでございます。

次に施策11のところの「アウトリーチ（訪問）型の専門相談」というところですが、こちらは養育支援訪問事業をおこなっております。保健師や助産師が家庭を訪問し、相談を受けながら支援するものでございます。「育児・家事支援」も行っており、ヘルパーや子どもと一緒に話をしたり宿題を見たりする子どもサポーターを派遣するものです。「見守り支援」は、お弁当や日用品を届けたり、その家庭を見守る事業でございまして、こちらの対象家庭につきましては基本的には区役所もしくは児童相談所が支援をしている家庭になります。基本的にこども家庭センターがその家庭をグリップして、様々な在宅支援サービスを活用して支援を行っております。以上でございます。

（③副会長）

ありがとうございます。こういうアウトリーチ型の支援が増えていくということは不可欠とは思っておりますし、それがこども家庭センターにフィードバックされて、今後どういうニーズがあるか、どういうニーズを拡充する必要があるかという情報ももたらされているということで、承知しました。これだけいろんな施策が上がっているんですけど、ニーズ調査とかいろんな指標を見まして、例えばアウトリーチの支援が必要な機能不全の家族、或いは貧困状況にある家族、親も含めてニーズがある家族が、福岡市の現状把握として非常に増えてきているのか、かなり緊急を要する深刻な状況なのか、それとも今かなり改善されてきているのかとか、いわゆる出口戦略といいますか、こういう機能不全家族が多くあるとしたら、まずアウトリーチをして支援に繋がっていただくというのは不可欠として、そういう支援が必要な家族が、その支援の必要がなくなると言ったら変ですけども、より機能を回復していくために何が必要かといったところの指標というか、何か分析はされておりますでしょうか。

（事務局）

こども家庭課長でございます。

具体的な数字というものは持ち合わせておりませんが、各区が支援している家庭で、こういった支援サービスがある家庭はどれぐらいかという調査は行っております。その調査をもとに、家事・育児支援につきましては令和2年度から、見守り支援については令和3年度から、在宅支援サービスを増やしてきているところでございます。

また、国も改正児童福祉法で家庭支援事業というメニューを出しておりますが、福岡市は基本的に今年度、全てのメニューを実施いたします。区役所や児童相談所が家庭にきちんと勧めて、家庭に必要なサービスを入れまして、在宅で生活できるような支援を続けていきたいと考えてお

ります。以上でございます。

(②会長)

ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。では、施策 12「ひとり親家庭の支援」から質問がありませんでしたので、私の方から 1 点質問させていただきたいと思います。「ひとり親家庭情報ポータルサイトによる情報発信」とありますけれども、どういう情報をどのタイミングでどれだけの対象に発信しているのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

ポータルサイトですが、「たよって」とひらがなで名前をつけており、令和 5 年 3 月に運用開始しております。プッシュ型というよりも、支援メニューや困ったときにどのような支援があるかなどの情報をポータルサイトに集めているものでございます。

ひとり親やひとり親になる見込みのある方など、その方の置かれた状況で、例えば経済的に困っているとか、仕事のこととか、そういったメニューを選択すると支援メニューが出てくる形で、ひとり親家庭ガイドブックという冊子がありますが、それを見やすくしております。プッシュ型で送るというものではございませんが、今の若い方は、インターネットで検索しますので、見やすい形で整理をして運用している状況でございます。以上でございます。

(②会長)

はい、ありがとうございます。私も見てみたいと思います。

時間も迫って参りましたけれども、何か、これだけは言っておきたいということがあれば、よろしいですか。

では、いろいろなご意見ありがとうございます。本日の審議は終了したいと思います。福岡市でこういうことをやってますよということをご説明していただき、そして皆様からご質問やご意見をいただき、よりよいものになっていくのではなかろうかと思っております。議題 2 から 4 について、事務局案通りでよろしいでしょうか。よろしければ、委員の皆様拍手をお願いできればと思います。

(拍手)

はい、ありがとうございます。では、事務局案どおりで審議終了という形にしたいと思います。

以上で本日予定しておりました議題は終了いたします。その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了したいと思います。

事務局の皆様方におかれましては、委員の日程調整からいろんな資料準備まで大変だったと思います。ありがとうございます。ではこれにて進行を事務局にお返ししたいと思います。お疲れ

様でした。

閉会

(事務局)

会長、副会長並びに委員の皆様、本日はありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえまして、次回、第2回専門委員会に向けて今後の方向性等を検討して参りたいと考えております。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表させていただくこととしております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵送でお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた書類のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受付へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、次回の専門委員会は6月下旬ごろで調整をしているところでございますが、日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りをしております資料につきましては、ご不要でございましたらそのまま置いてお帰りください。

これをもちまして、令和6年度福岡市こども・子育て審議会、第1回専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会